

## 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成29年4月28日から平成29年6月2日までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

次の物質を消防活動阻害物質から除外するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤のうち、メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有するもの

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象  
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見公募要領を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

平成29年6月2日（金）（必着）（郵送についても、意見提出期間内必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。



#### （連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：大越課長補佐、谷口事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp



## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

## 2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道発表」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

## 3 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

## （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

## （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)

消防庁危険物保安室 へ

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、10MB となっています。

## （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁危険物保安室 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**4 意見提出期間**

平成 29 年 4 月 28 日（金）から平成 29 年 6 月 2 日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

**5 留意事項**

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を記載してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ

御了承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

消防庁危険物保安室

担 当：大越、谷口

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

## 意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見





**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める  
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について**

平成 2 9 年 4 月  
消防庁危険物保安室

**【概要】**

次の物質について消防活動阻害物質（消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 1 項において、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として政令で定めるものをいう。以下同じ。）から除外するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号。以下「指定省令」という。）を改正するものである。

- ・メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤

**【理由】**

法第 9 条の 3 第 1 項において、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない」こととされており、当該物質については、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 において、「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 2 項に規定する劇物のうち別表第 2 の上欄に掲げる物質」等であって、「当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量」以上のものとされている。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 255 号）」によって「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 2 項に規定する劇物のうち別表第 2 の上欄に掲げる物質」から「メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤」が除外されたことを受け、当該物質について、平成 28 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、消防活動阻害物質から除外することが適当であるとされたことを受け、今回指定省令を改正するものである。

**【施行期日】**

公布の日



○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、危険物（ ）

の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

)

第二条の表六十九の項中「製剤」の下に「（メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。）」を加える。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照条文

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改正案				現行			
<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>				<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）	（一）	（二）	（三）	（四）
			二〇〇キ ログラム	塩化亜鉛	酢酸亜鉛	硫酸亜鉛	りん酸亜鉛
			二〇〇キ ログラム				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(十一) エチレンオキシド及びこれを含む製剤	(十) 一 水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含む製剤	(九) アンモニアを含む製剤(アンモニア三〇%以下を含むものを除く。)	(八) 酒石酸アンチモンカルcium及びこれを含む製剤	(七) 三酸化アンチモン	(六) 五塩化アンチモン及びこれを含む製剤	(五) アクリルアミド及びこれを含む製剤	(四)
---------------------------	--------------------------------	--	--------------------------------	-----------------	--------------------------	-------------------------	-----

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含	十七) 硫化カドミウム	十六) 硝酸カドミウム	十五) 酸化カドミウム	十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含 有する製剤	十三) 塩素	十二) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素 三六%以下を含有するものを除く。)
-------------------------	----------------	----------------	----------------	-----------------------------------	-----------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(二十三) クロルメチルを含有する製剤(容)	(二十二) クロルピクリンを含有する製剤	(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	( ) 有する製剤
---------------------------	-------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	--------------



(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	-----	--

<p>二十八 けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十七 けいふつ化カリウム及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十六 けいふつ化水素酸を含有する製剤</p>	<p>二十五 ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤</p>	<p>二十四 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤</p>	<p>量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）</p>
----------------------------------	---------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

三十三 四塩化炭素を含有する製剤	三十二 ニ・三―ジシアノー―・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇％以下を含有する製剤	三十一 シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。）	三十 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。）	二十九 けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤
------------------	--	---	--	----------------------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十) 硫酸銅	三十九) 塩化第二銅	三十八) 塩化第一銅	三十七) 硫酸第一すず	三十六) 塩化第二すず	三十五) 塩化第一すず	三十四) ジメチルアミン及びこれを含む製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含むものを除く。)
---------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四十七 (四十七) ステアリン酸鉛	四十六 (四十六) シアナミド鉛	四十五 (四十五) 三塩基性硫酸鉛	四十四 (四十四) 酢酸鉛	四十三 (四十三) けい酸鉛	四十二 (四十二) 塩基性けい酸鉛	四十一 (四十一) 一酸化鉛	(
-------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五十五 水酸化バリウム	五十四 カルボン酸のバリウム塩	五十三 塩化バリウム	五十二 二酸化鉛	五十一 二塩基性ステアリン酸鉛	(五十) 二塩基性亜りん酸鉛	四十九 二塩基性亜硫酸鉛	四十八 鉛酸カルシウム
----------------	--------------------	---------------	-------------	--------------------	-------------------	-----------------	----------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六十二 メタフェニレンジアミン	六十一 オルトフェニレンジアミン	六十 ピロカテコール及びこれを含む製剤	五十九 メタホウ酸バリウム	五十八 ふっ化バリウム	五十七 チタン酸バリウム	五十六 炭酸バリウム	(
--------------------	---------------------	------------------------	------------------	----------------	-----------------	---------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

六十八 (六十八) ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)	六十七 (六十七) ほうふっ化カリウム	六十六 (六十六) ほうふっ化水素酸	六十五 (六十五) 一―ブロモ―三―クロロプロパン 及びこれ含有する製剤	六十四 (六十四) ブロムメチルを含有する製剤	六十三 (六十三) ブロム水素を含有する製剤	(
---	------------------------	-----------------------	--	----------------------------	---------------------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	<p>六十九 (メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤(メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。))</p>
-----	-----	-----	-----	--

<p>七十三 (りん化亜鉛を含有する製剤(りん化亜鉛一%以下を含有するものを除く。))</p>	<p>七十二 (硫酸を含有する製剤(硫酸六〇%以下を含有するものを除く。))</p>	<p>七十一 (ニ―メチリデンプタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤)</p>	<p>七十 (メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。))</p>	<p>六十九 (メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤)</p>
---	--	--	---	---------------------------------------



参 照 条 文

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

○ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） . . . . . P1

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号） . . . . . P2

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号） . . . . . P3

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号） . . . . . P5

○ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） 抄

- 第九条の三 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。
- ② 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号） 抄

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 3（略）

別表第二

一〜九十三（略）

九十四 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含む製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号） 抄

（届出を要する物質の指定）

第一条の十 法第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 四十キログラム
- 二 無水硫酸 二百キログラム
- 三 液化石油ガス 三百キログラム
- 四 生石灰（酸化カルシウム八十パーセント以上を含有するものをいう。） 五百キログラム
- 五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量
- 六 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物のうち別表第二の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量

2 (略)

別表第二（第一条の十関係）

(一)	アンモニア	キログラム 一〇〇
(二)	塩化水素	一〇〇
(三)	クロルスルホン酸	一〇〇
(四)	クロルピクリン	一〇〇
(五)	クロルメチル	一〇〇

(六)	クロロホルム		一一〇〇
(七)	けいふつ化水素酸		一一〇〇
(八)	四塩化炭素		一一〇〇
(九)	臭素		一一〇〇
(十)	発煙硫酸		一一〇〇
(十一)	ブロム水素		一一〇〇
(十二)	ブロムメチル		一一〇〇
(十三)	ホルムアルデヒド		一一〇〇
(十四)	モノクロル酢酸		一一〇〇
(十五)	よう素		一一〇〇
(十六)	硫酸		一一〇〇
(十七)	りん化亜鉛		一一〇〇
(十八)	前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらしガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量	

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）抄

（劇物）

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 九十八の四 （略）

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含む製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含むものを除く。

九十八の六 九十九 （略）

2 （略）